

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 139 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 3

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」等で定められている「出荷基準等の取扱い」について、ご説明いたします。

企業が収益を認識する場合の一つに、資産に対する支配を顧客に移転することにより一時点で充足される履行義務があります(会計基準第 36 項)。

資産に対する支配とは、使用を指図し、残りの便益のほとんどすべてを享受する能力です(会計基準第 34 項)。

また、支配の移転を検討する際は、以下の(1)から(5)を考慮することとしています(会計基準第 37 項)。

- (1) 企業が顧客に提供した資産に関する対価を収受する現在の権利を有していること
- (2) 顧客が資産に対する法的所有権を有していること
- (3) 企業が資産の物理的占有を移転したこと
- (4) 顧客が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済価値を享受していること
- (5) 顧客が資産を検収したこと

上記の会計基準第 36 項及び 37 項の定めにかかわらず、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの間の一時点（例えば、出荷時や着荷時に収益を認識することができます）。

ここで、商品又は製品の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合とは、当該期間が国内における出荷及び配送に要する日数に照らして取引慣行ごとに合理的と考えられる日数である場合をいい、国内における配送においては、数日間程度の取引が多いものと考えられるとしています(適用指針第 97 項、151 項)。

出荷基準等の取扱いを定めた背景には、これまでの実務においては、売上高を実現主義の原則に従って計上するにあたり、出荷基準が幅広く用いられてきたことがあります(適用指針第 151 項)。